

全国厚生労働関係部局長会議資料

社会・援護局(援護)

目次

頁

1. 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について	1
2. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進について	2
3. 遺骨収集等慰霊事業について	3
4. 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について	5
5. 遺留品の伝達について	6
6. 国内における民間建立戦没者慰霊碑について	7
7. ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	8
8. 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	9
(参考) 援護関係の予算について	13

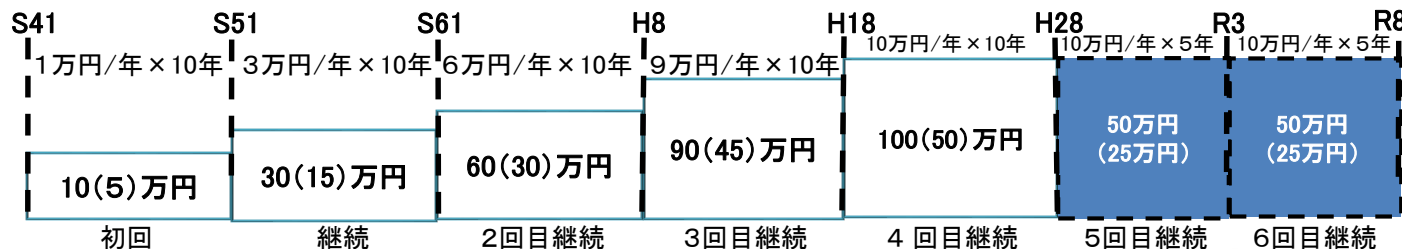
1. 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について

制度の概要

- 昭和41年の制度創設以来、先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた、**戦傷病者等の妻の精神的痛苦**に対して、**国として特別の慰藉**を行うため、**特別給付金を支給**。
- 支給は、**無利子の記名国債の交付**により行われ、**毎年の償還日に均等に支払いを受ける**。
※「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」国債の償還を終えたとき、夫たる戦傷病者等が平病死している場合は、その妻に対し平病死特別給付金国債を支給。

《 これまでの改正経緯 》

昭和41年に制度が創設され、以後、最終償還を迎えるたび（昭和51年、昭和61年、平成8年、平成18年、平成28年）に法改正を行い、継続支給。また、新たに要件を満たすこととなった者に対し支給するため、中間年（昭和54年、平成3年、平成13年、平成23年）においても、法改正。



(注) 括弧内は、戦傷病者等の障害の程度が軽症であった場合の金額。令和3年4月施行分の新規支給は、15(7.5)万円。

※平病死特別給付金は、1万円/年×5年。

H28改正部分

請求の受付

- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金(継続・新規支給)は、**令和3年4月1日**から受付開始。(請求期間 令和3年4月1日～令和6年4月1日)
- 平病死特別給付金は、**令和3年10月1日**から受付開始。(請求期間 令和3年10月1日～令和6年9月30日)
- 各都道府県におかれては、受付開始に向けた準備を進めていただきたい。

依頼事項

- 対象者に対して、当省から個別案内を送付する予定(各都道府県に対象者リストを送付)。
- 請求者からの請求に対し、適切かつ迅速な裁定をお願いする。

2. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進について

制度の概要

- 先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、**戦後何十周年**といった特別な機会をとらえ、**国として弔慰の意を表すため**、一定範囲の遺族※(子、兄弟姉妹、戦没者等の死亡時まで引き続き一年以上の生計関係を有していた甥、姪等)に対して、特別弔慰金を支給。
- 戦後70周年に当たる平成27年には、弔慰の意を表す機会を増やすため、従来10年償還の国債で支給していたところ、5年償還の国債を5年ごとに2回支給することとした。

これまでの国の取組

- 令和元年12月 特別弔慰金支給法施行事務研修会(各都道府県職員を対象)を開催。
※事務処理マニュアル(案)に基づき、制度の概要及び事務処理に当たっての留意点等について説明。
- 令和2年2月 ポスター及びリーフレットを地方自治体に配付。
- 令和2年6月 援護関係施行事務研修会(各都道府県職員を対象)資料を配布。
- 令和2年12月 各都道府県ブロック援護主管課長会議や地方自治体からの照会について都道府県に回答を共有。

依頼事項

- 請求期間は、3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)
- 国債の償還が令和3年4月15日から開始されることから、各都道府県におかれては、審査体制を整え早期裁定の促進に一層努めていただきたい。

※令和2年11月末現在、居住地都道府県における受付件数は47.8万件(令和2年12月までの国債発行請求件数は20.3万件)。

※令和3年度政府予算案に、特別給付金等支給事務委託費として967百万円を計上(令和2年度:948百万円)。

3. 遺骨収集等慰霊事業について

概要

(1) 遺骨収集事業の抜本的な見直しについて

- 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、日本人の遺骨ではない可能性が指摘されながら、適切な対応が行われてこなかったことについては、令和2年5月に公表した遺骨収集事業の抜本的な見直し方針に基づき、遺骨鑑定の体制強化をはじめ、遺骨収集の方法等について、見直しを進めている。

(2) 遺骨収集事業

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)により、平成28年度から令和6年度までの9年間で戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間と定められている。

「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめを踏まえ、海外資料調査等で得られた情報等に基づき、調査を要する埋葬地を可能な限り調査し、その結果を踏まえ、遺骨収集を集中的に実施することとしている。

さらに、政府一体となって取組をより一層推進するため、「戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議」が決定した「戦没者遺骨収集推進戦略」により、可能な限りの取組を実施することとしている。

- なお、遺骨収集の実施に当たっては、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行うこととしており、国と法人の役割分担を図り、効率的に遺骨収集を実施している。

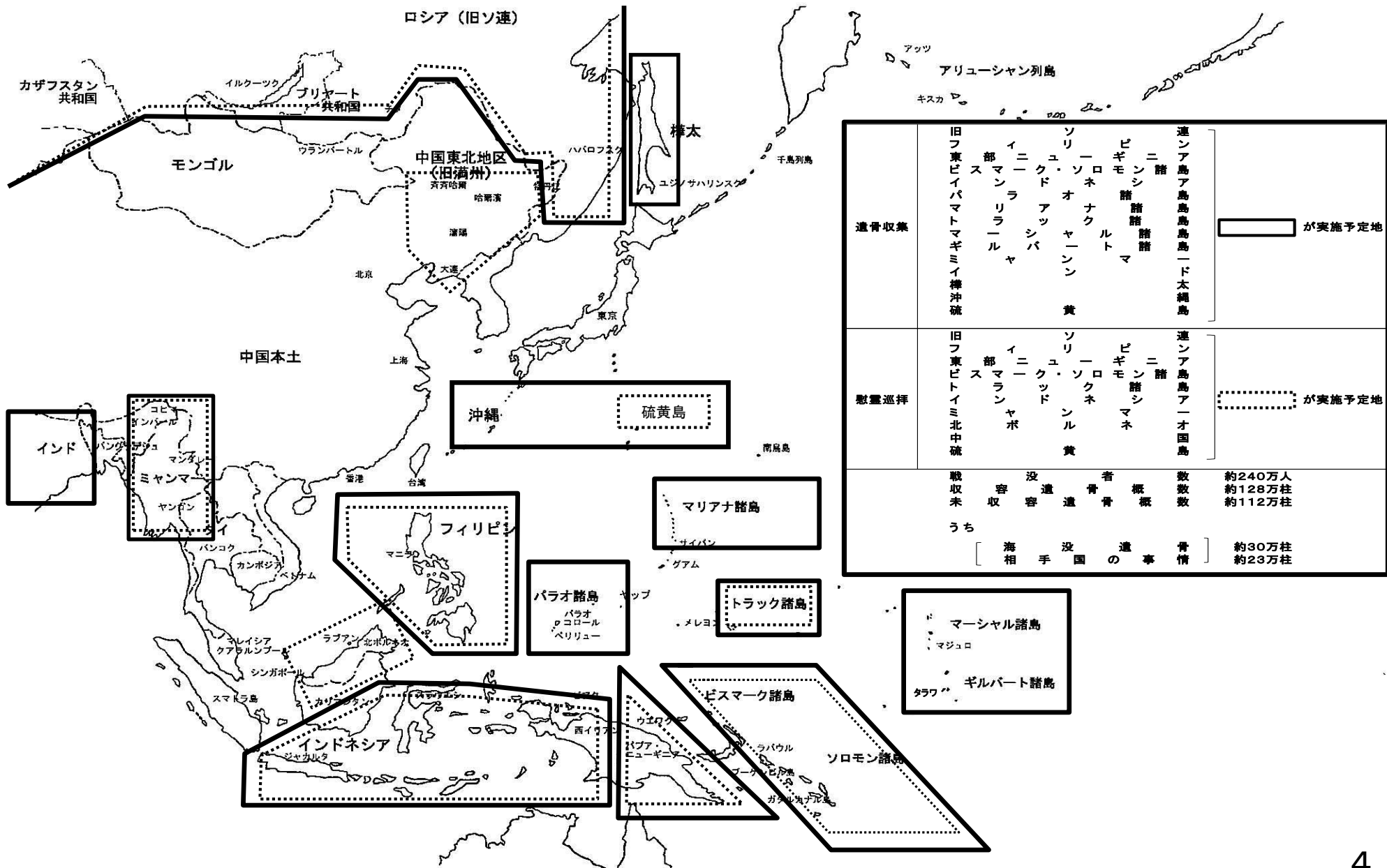
(3) 慰霊巡拝事業

- 旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地にて政府主催の追悼式を実施。

依頼事項

- 遺族等から埋葬地等の遺骨情報が寄せられた場合には速やかに情報提供をお願いしたい。
- 慰霊巡拝参加遺族の推薦をお願いしたい(1月中を目途に実施時期等を通知予定)。

令和3年度 遺骨収集・慰霊巡拝等予定地域概見図



4. 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

概要

- 旧ソ連地域等において収容した戦没者の遺骨について、死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対して案内を行い、申請に基づきDNA鑑定を実施。
 - ➡ これまで関係遺族約15,400人に戦没者の遺骨のDNA鑑定のお知らせを送付。
うち約4,400人から申請、鑑定の結果1,181柱の遺骨の身元を特定。(令和2年11月末現在)
- 平成29年度から、沖縄10地域で収容された戦没者の遺骨について、遺族と思われる方に対し、広報を通じてより広くDNA鑑定を呼びかける試行的取組を実施。
 - 今年度からは、試行的取組を拡充し、沖縄県が未焼骨で保管している御遺骨や県内の慰霊塔内にあるとされる御遺骨について、DNA鑑定の対象となるものを選別及び調査。
 - ➡ これまでに関係遺族約730人から申請、鑑定の結果、身元の特定には至らず(令和2年11月末現在)
- 南方等の戦闘地域の戦没者遺骨のDNA鑑定については、「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間報告とりまとめ(令和元年8月)を踏まえ、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁(※)においても、遺留品等の手掛かり資料がない戦没者のDNA鑑定を、令和2年4月からの公募により試行的に実施。他の地域については、これらの実施結果を踏まえ、今後、検討を行う。
 - ※戦没者の母集団が絞り込める地域、かつ、推定戦没者数に対し収容された遺骨(検体)数の割合が多い地域
- 令和元年8月からDNA鑑定の対象となる遺骨について、歯、四肢骨に加え頭蓋骨(側頭骨)の錐体部も検体の対象。

連絡事項

- 遺族が居住する都道府県から関係遺族に対し遺骨等を伝達。

依頼事項

- 戦没者のDNA鑑定を実施する場合には、都道府県庁を通じて関係遺族調査を行うことがあるため、その際にご協力をお願いしたい。また、硫黄島及びタラワ環礁については、来年度も実施予定のため、引き続き、広報等を通じて遺族への呼びかけに協力をお願いしたい。
- 遺骨等の伝達について、都道府県庁で記者発表される際は、その旨当方も記者発表を行うので、遺族への伝達の7日前までに厚生労働省に連絡願いたい。

5. 遺留品の伝達について

1 概要

戦没者等の遺留品について、遺留品保有者から「ご遺族等へ返還したい」との連絡を受けた場合、画像を厚生労働省に送付いただき、元の所有者を特定できた場合には、ご遺族等の所在調査を行い、ご遺族が受け取りを希望された場合、遺留品を保有者から厚生労働省に送付いただき、ご遺族等に返還している。

遺留品調査は、元の所有者名や取得場所・取得時期などの情報を基に、資料を調査することにより行っているが、身元の特定につながる情報が乏しい案件が少なくなく、ご遺族を特定することが困難な場合が多い。

平成30年度から遺族等のネットワークを活用できる団体の協力を得て、遺留品調査・返還業務の一部を委託して実施(平成30年度～令和2年度は日本遺族会に委託)している。

2 依頼事項

○ 元の所有者が特定できた場合には、元の所有者の本籍地都道府県に対して元の所有者又はその遺族の現住所調査及び遺留品の受領意思の確認を依頼するので、調査の上、ご回答いただきたい。また、遺留品の伝達は、遺族が居住する都道府県より関係遺族へ伝達いただきたい。

○ 業務の一部を委託した、遺族等のネットワークを活用できる団体から遺留品調査・返還業務に係る調査依頼があった場合は、ご協力をお願いしたい。

6. 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

1 概要

民間団体等が建立した日本人戦没者の慰霊碑等の維持管理については建立者が行うことが基本であるが、時間の経過によって建立者が不在となるなどし、維持管理が困難となっているものもある。

このため、平成28年度より建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定の補助(1/2(上限50万円))を行っている。

なお、自治体がより実施しやすい事業となるよう、令和元年度から補助の上限を25万円から50万円に拡大し、また、建立者等が不明に準ずる状態(建立者等は明らかであるが、高齢のため建立者等自らが維持管理を行うことが困難であると認められる場合)にも対象となるよう範囲を拡大している。

2 連絡事項

補助金の交付要綱及び実施要綱は改正の予定はない。倒壊等の危険のある慰霊碑について、当該補助金の積極的な活用を検討願いたい。

7. ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について

現 状

- ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料については、平成3年以降、ロシア連邦政府等より死亡者名簿等入手し、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。
- シベリア・モンゴル地域については、これまでの照合調査の結果、約4万1千人(※)の個人を特定している。これに加え、平成27年4月以降、その他地域(興南、大連等)についても照合調査を行い、約1千人(※)の個人を特定したところ。(※令和2年12月末現在)
- 厚生労働省としては、御遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア連邦政府等に資料提供の働きかけを行うとともに、一日も早く一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。

◎ 「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」(抄)(平成23年8月5日閣議決定)(※)

- ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者(民間団体等)の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

(※) 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づき閣議決定された。

依頼事項

- 照合調査を行い、個人を特定できた方については、これまで同様に、その記載内容を御遺族にお知らせしたいので、各都道府県におかれては、関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付に引き続き御協力をお願いしたい。
- 個人が特定されたものの、御遺族の所在が不明のため関係御遺族へのお知らせができない方を遺族所在不明者名簿として厚生労働省HPに公表していますので、当該名簿の周知についても御協力をお願いしたい。

8. 中国残留邦人等に対する支援策の実施

(1) 地域社会での支援の実施等

①中国残留邦人等の高齢化への対応

ア 中国残留邦人等の介護に係る環境整備(中国帰国者支援・交流センターで実施)

概 要

- 平成29年度より、全国7カ所に設置している中国帰国者支援・交流センター(以下「センター」という。)に介護支援コーディネーターを配置し、介護事業所等において中国残留邦人等に対し中国語等による語りかけを行う「語りかけボランティア」の募集・研修及び訪問の調整等や、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を実施している。

依頼事項

- 語りかけボランティアの訪問については、令和元年度よりセンター遠隔地域にサブ(介護支援)コーディネーターを配置することとしており、引き続き実施範囲を拡げることとしているので、中国残留邦人等及び介護サービス事業者への周知、中国残留邦人等の介護サービス利用状況等のセンターへの情報提供について、ご協力をお願いしたい。

また、ボランティアの応募希望等があった場合は、センターを案内していただくようお願いする。(※後段資料を参照)

イ 中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する者が増加していることから、利用の際に不便が生じないよう関係機関と連携を図り、自立支援通訳の人材確保に努めていただきたい。

また、日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした高齢者向け「日本語交流サロン」や「二世の就労に資する日本語教室」の実施など、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた対応をお願いしたい。

ウ 公営住宅への優先入居

中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、住替えの積極的な活用を行うなど良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい。

②支援・相談員の配置

都道府県・市区町村におかれては、配置基準に沿った体制構築や人材の確保等、多大なご尽力をいただいているところであるが、令和3年度においても引き続き、中国残留邦人等の状況等を勘案しつつ、適切な支援・相談員の配置をお願いしたい。

③次世代継承事業

ア 普及啓発事業

地域の方々から中国残留邦人等に対する支援に協力を得られるよう、中国残留邦人等地域生活支援事業(地域住民に対する広報活動事業)を積極的に活用し、中国残留邦人等が置かれた立場や状況について理解を深める催し等を開催いただきたい。

また、各センターがボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象にして実施する「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」について、引き続き、周知・広報・後援等のご協力をお願いしたい。

イ 中国残留邦人等の証言映像公開事業

中国残留邦人等が体験した様々な労苦の証言を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成28年度から3ヶ年計画で実施し、収録した60名の証言映像は、厚生労働省ホームページで公開(YouTube内のMHLWchannelで公開中。“中国残留邦人等”“証言映像”で検索されたい。)するとともに、各センターでDVDの貸し出しを行っている。地域住民への広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会等に広くご活用いただきたい。

ウ 「戦後世代の語り部」育成・講話活動事業

中国残留邦人等の体験と労苦を次の世代に継承するため、平成28年度より、首都圏センターにおいて、「戦後世代の語り部」育成事業を実施している。

令和元年度より研修を修了した「戦後世代の語り部」が講話活動を開始しており、地域住民への広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会等に広くご活用いただきたい(「戦後世代の語り部」の派遣に係る旅費等は国が負担する。派遣にあたっては、首都圏センターまで連絡をお願いする。)

④中国残留邦人等二世の就労支援

中国残留邦人等の二世の経済的な自立の実現のために、中国残留邦人等地域生活支援事業(就労相談員の設置、就労に資する日本語教室の設置等)の積極的な活用をお願いするとともに、中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づき支給される助成金の活用について広報をお願いしたい。

(2) 支援給付及び配偶者支援金の支給

概要

- 平成20年4月から、中国残留邦人等の老後の生活の安定のための特別な措置として、老齡基礎年金等と支援給付の支給を実施している。
- さらに、平成26年10月から、中国残留邦人等が亡くなった場合において、残された配偶者の生活の安定を図るため、特定配偶者(※)に対して支援給付に加えて配偶者支援金の支給を実施している。

※ 中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者

平成20年4月～(夫婦世帯)
老齡基礎年金等の支給
支援給付の支給

平成26年10月～(配偶者単身世帯)
配偶者支援金の支給
支援給付の支給

依頼事項

- 6月の支援給付の収入申告時等においては、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を活用し、支援給付受給者に対する各種支援の内容や手続き方法、支援給付受給者が行う必要な届出についての説明をお願いしたい。また、後発医薬品の使用原則化についても、中国語版及びロシア語版の「後発医薬品のしおり」等を用いて、懇切丁寧な説明をお願いしたい。



(3) 支援給付等施行事務監査

概要

- 平成21年度から、都道府県・指定都市の協力を得て、中国残留邦人等に対する支援給付等施行事務監査を実施しており、令和3年度も実施を予定している。
- 令和3年度に厚生労働省が実地監査する対象都道府県市は、今年4月中にお知らせを予定している。

依頼事項

- 支援給付及び配偶者支援金事務の適正な運用が図られるよう、引き続き管内の実施機関に対し実地による支援給付等施行事務監査を行い、都道府県・指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。

中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」 (全国7ヶ所の中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い介護サービスの利用が増える中で、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用に不安のある中国残留邦人等が多くなっている。

厚生労働省では、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられるよう、全国7ヶ所にある中国帰国者支援・交流センターに委託して、「語りかけボランティア訪問」を実施している。

1 中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置。

- 中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する者を選任(センター遠隔地にはサブ(介護支援)コーディネーターを配置。)

2 中国帰国者支援・交流センターで語りかけボランティアを募集・研修。

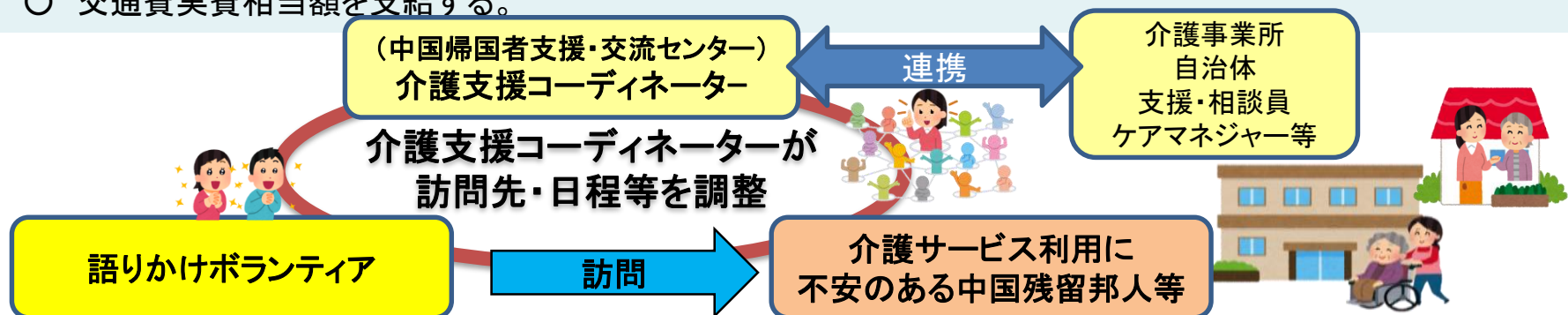
- 中国語等での日常会話が可能な水準の者を募集し、研修後、語りかけボランティアとして登録。

3 介護支援コーディネーターが中国残留邦人等、語りかけボランティア、介護事業所等の状況・要望・都合等を踏まえて訪問先・日程等を調整。

- 介護支援コーディネーターは、介護事業所、自治体、支援・相談員、ケアマネジャー等と連携。
(各自治体及び日本介護支援専門員協会には、事業実施に係る協力依頼を通知済み。)

4 語りかけボランティアが、介護サービスを利用している際に事業所、施設や居宅を訪問し、中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけを実施。

- 訪問先で、1回1時間程度、語りかけ支援と必要最低限の通訳を行う。
- 正確かつ専門的な通訳や、介護サービスの提供は行わない。
- 交通費実費相当額を支給する。



(参考)令和3年度 援護関係予算案の概要

	令和2年度予算		令和3年度予算案
	217億00百万円	➡	203億96百万円
1 援護年金	60億20百万円	➡	50億70百万円
2 戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金の支給	10億69百万円	➡	10億83百万円
3 遺骨収集事業等の推進	30億04百万円	➡	27億64百万円
(1) 遺骨収集事業	24億33百万円	➡	21億51百万円
(2) 海外公文書館の資料収集	17百万円	➡	17百万円
(3) 遺骨の鑑定	5億21百万円	➡	5億60百万円
(4) 遺骨・遺留品伝達	33百万円	➡	35百万円

2年度予算

3年度予算案

4 戦没者慰霊事業等	5億95百万円	→	6億27百万円
(1) 全国戦没者追悼式挙行経費	1億63百万円	→	1億95百万円
(2) 慰霊巡拝等	4億33百万円	→	4億31百万円
5 昭和館・しょうけい館事業	6億46百万円	→	6億78百万円
(1) 昭和館	4億70百万円	→	4億59百万円
(2) しょうけい館	1億77百万円	→	2億19百万円
6 中国残留邦人等の援護等	99億86百万円	→	98億48百万円
(1) 中国残留邦人等に対する支援等	98億16百万円	→	96億90百万円
(2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	1億10百万円	→	1億18百万円
(3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	60百万円	→	40百万円

社会・援護局(援護) 施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
Ⅱ 援護関係				
1. 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について	援護・業務課	給付係	増永	3426
2. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進について	援護・業務課	給付係	増永	3426
3. 遺骨収集等慰霊事業について	事業推進室	庶務係	大賀	3477
4. 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について	鑑定調整室	企画係	齋藤	3506
5. 遺留品の伝達について	事業課	調査第一係	野口	3505
6. 国内における民間建立戦没者慰霊碑について	事業課	調査第一係	野口	3505
7. ロシア連邦政府等から提供された曲流者関係資料の調査について	調査資料室	調査係	山口	3455
8. 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	中国残留邦人等支援室	庶務係	神	3462
(参考)援護関係の予算について	援護企画課	援護経理係	安永	3404